大学院入学者選抜の改善について(答申) (抜粋)

平成 1 1 年 8 月 9 日 大 学 審 議 会

I 大学院入学者選抜改善の基本方向

- 3 今後の入学者選抜の基本的な在り方
- (1)大学院の特性に応じた入学資格の一層の弾力化
 - (b) 我が国の大学院が将来にわたって学術研究の水準を世界のトップレベルに伍して 高めていくためには,高度の研究能力と広い視野を持った研究者の養成,特に創造 性豊かな若手研究者の育成を図っていくことが重要であり,優れた資質を持つ者に 対し大学院教育を受ける機会をできるだけ広く開いていくことが求められている。

また,著しい学術研究の進展,急速な社会変化や産業技術の高度化,生涯学習需要の増大等に伴い,大学院における高度専門職業人養成に対する社会の要請や職業上必要な新しい知識・技術を求める者をはじめとする社会人の大学院レベルの再学習の需要は今後とも増大していくと考えられる。このような要請に応えて,積極的に大学院への社会人の受入れを図り,同時に豊富な経験を有する社会人の受入れにより大学院の教育研究を活性化することは,今後の大学院の充実と改革の上でも重要である。

さらに,大学院における教育研究の内容は,専門性が高く各研究科・専攻によって大きく異なるほか,教育研究指導の方法も,各学生の研究テーマを踏まえた研究指導の実施など個々の学生に対する個別的な指導が求められるものである。このような大学院の教育研究の特性から,入学資格についても個別的な取扱いが可能となるよう大学院に広く判断を委ねる方向で一層の弾力化を図ることが求められている。

II 大学院入学者選抜の具体的な改善方策

1 大学院入学資格の弾力化

大学院については,上述したように,今後とも社会の多様な要請等に応えていくためには,入学の機会をできるだけ広く提供していくことが必要である。大学院入学資格については,このような観点から,これまでも逐次弾力化を図ってきたところであるが,大学院の今後の在り方を踏まえると,更に次のものについても大学院入学資格を付与することが適当である。

- (2)大学院における個人の能力の個別審査による入学資格の付与
 - (a) 大学院は,学部段階の教育で培われた専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力に立ち,専門性を一層向上させていくことを基本としているが,大学の多様化・個性化が進む中で,学部段階の教育で育成を目指すものや教育内容等は各大学によって様々である。また,専門分野によっても学部段階における教育内容等や大学院入学資格として求められる基礎的能力は異なるものである。さらに,上記I,

3 , (1) , (b)において述べた大学院の教育研究の特性を踏まえると ,「大学を卒業 した者と同等以上の学力があると認められる者」として大学院入学資格を認める者 の具体的内容・範囲について制度上の接続の観点から一律に規定するだけでなく , これに加えて各大学院において個人の能力の個別審査により入学資格を認めること ができるようにすることが大学院の更なる発展を図る上で必要となっている。

大学院の入学機会をできるだけ広く提供していくとの観点から,これまでも制度的な接続の観点からの入学資格の弾力化が図られてきたが,上述のように,それだけにとどまらず,大学院において個人の能力の個別審査を行うことにより,大学院で更に専門性の深化を目指すことが適切な水準に達しており大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者については,例外として,当該大学院の入学資格を認める道を開くことが大学院の今後の在り方にも合致するものである。

また,大学院は学校制度上最終段階に位置する高等教育機関であり,このような方向で能力のある個人について大学院入学資格を認めていくことは,個人の進路選択の袋小路を解消し,学生が自己実現を図るための多様な進路選択を行えるようにするものであり,学生の学習意欲の刺激,高等教育の活性化の上からも大きな意義がある。

- (b) 既に大学院博士後期課程については、社会人の再学習を積極的に推進するなどの 観点から、修士の学位を有していない者であっても、それぞれの大学院において大 学学部卒業後の一定の研究歴の成果を個別に審査し、評価することにより入学資格 を認めることができるようになっている。大学院における個人の能力の個別審査に より入学資格を認めることの意義を考えると、今後、大学院修士課程及び博士前期 課程についてもこのような方向で入学資格の一層の弾力化を図ることが必要であ る。
- (c) 大学院において、入学希望者個人の能力等の個別審査により入学資格を認めることが、大学院の役割・目的等から適切と考えられるものとしては、例えば短期大学、高等専門学校や一定の専門学校の卒業者など大学編入学資格を有する者であって、更に短期大学又は高等専門学校の専攻科等における学習歴を有していたり、実務経験や海外における国際的団体等での活動経験等を有しており、大学院において当該者の学習歴や実務経験等の評価により大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者が考えられる。 さらに、大学編入学資格を有しない専修学校・各種学校の卒業者やその他の国内外の教育施設の修了者等であっても、海外における国際協力事業への参加などにより豊富な国際的活動経験や一定の語学力を有していたり、例えばコンピュータ・ソフト制作などの実務経験等を通じ専門分野について一定の資質・能力を有していたり、これらの学校等における学習を通じて大学院で更に専門性の深化を目指すに適切な水準に達しているなど、大学を卒業した者と同等以上の学力を有し、大学院において入学資格を認めることが適切であると判断される者についても入学資格を認めていくことが適切であると考えられる。
- (d) 大学院における入学資格判断のための個別審査の対象となる入学希望者個人の学習歴や実務経験・国際的活動経験等の具体的な内容については,上述したような場合を含め多様なものが考えられること,さらに,大学院の専攻分野によってもその

求められる内容は異なることなどから、どのような内容の学習歴や実務経験等が個別審査の対象となり得るかをあらかじめ具体的かつ一律に規定するのではなく、その具体的判断は各大学院に委ねることとするのが適当と考えられる。

(e) 以上のことを踏まえると,大学院入学資格の規定整備については,個々の大学院において,学習歴や実務経験等の評価による個人の能力等の個別審査により,個別に大学院入学資格を認めることができる旨の包括的な規定を新たに置く方向で考えることが適当である。

また,この規定は,学校制度における制度的な接続という原則の例外取扱であると同時に,異能の才能の早期伸長を目的とするものではないことから,現行の学校制度との整合性を確保する観点を踏まえると,22才に達したものであることを入学資格要件とすることが適当である。

- (f) また,このような規定の整備は,大学院博士後期課程の入学資格についても同様 の方向で行うことが適当である。
- (g) なお,上記 (a)で述べたように,大学の多様化・個性化が進む中で,学部段階における教育内容等は各大学によって様々であることや大学院の教育研究の特性などを踏まえると,大学院入学資格が認められる者の具体的内容・範囲について制度上の接続の観点から一律に規定するだけでなく,これに加えて各大学院において個人の能力の個別審査により入学資格を認めることができるようにすることが今後の大学院の発展のためにも必要である。

これに対し大学(学部段階)の入学資格については,学部段階の教育が初等中等教育段階における学習指導要領を踏まえた体系的なカリキュラムに基づく基礎的な学力の修得を基礎に展開されるものであることなどから,その修得がなされているか否かの判断について,高等学校の卒業又は公的な試験の合格など統一的な取扱いをすることが求められることを考慮すると,大学院入学資格と同様に各大学において個人の能力の個別審査により入学資格を認める措置を講じることは適当でないと考えられる。